# 国保は助け合いにより支えられています

国民健康保険は、加入者皆様の国保税によって成り立っている「助け合い」の制度です。国民健康保険事業の 健全な運営のため、納税に対する皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和4年度は、未就学児の均等割を軽減する制度が始まり、未就学児にかかる均等割額(1人あたりの金額)の5割が減額となります。

職場の健康保険に加入したときは、14 日以内に健康保険課まで届け出をお願いいたします。また、税額算定や 軽減の判定を適正に行うためにも、忘れずに家族全員、確定申告を行いましょう。

# ~ 納め忘れを防ぐために、口座振替をおすすめします ~

### ■令和4年度の国保税は、

## 7月に納税通知書を発送します

国保税は、国保に加入している皆様の

- ●医療給付費としての「医療分」
- ●後期高齢者医療制度の支援費としての「支援金分」
- ●介護保険制度の給付等の費用としての「介護分」 の合算額です。

#### 令和4年度 税率表

	医療分	支援金分	介護分
所得割	8. 35%	2. 20%	2. 20%
均等割	21,000円	5, 500 円	7, 000 円
平等割	20,000円	6,000円	5, 500 円
限度額	65 万円	20 万円	17 万円

※介護分は第2号被保険者:40歳以上65歳未満の者

#### ●国保税の計算方法

- 所得割 = 所得割基準額に率を掛けます。
- ・均等割 = 加入している世帯員の数に均等割額を掛けます。 ※令和4年度より、未就学時(令和4年度分については、

平成28年4月2日以降に生まれた方)にかかる均等割額(1人あたりの金額)の5割が減額となります。

- ・平等割 = 1世帯の平等割額です。
- ・ 限度額 =上記3項目の合計額がこの額を超えた場合の税額です。

#### 新型コロナ関連の、

国保税・介護保険税・後期高齢者医療保 険料の減免等があります。

詳しくは、本誌3ページをご覧ください。

#### ●税額算出例

給与所得者の場合

(夫42歳・妻39歳・子10歳・子5歳の4人家族の例)

- ·妻の給与収入 50 万円 (所得に換算すると0円) 世帯の<mark>所得割基準額</mark>合計 = 209 万円

#### 医療給付費分

- 【1】所得割 209 万円 ×8.35%=174,515 円
- 【2】均等割 21,000 円 ×3 人=63,000 円 ※未就学児分 10,500 円 ×1 人=10,500 円
- 【3】平等割 20,000円

合計 268,015 円 ··· A

※100円未満は切り捨て

#### 後期高齢者支援金分

- 【1】所得割 209 万円 ×2.20%=45,980 円
- 【2】均等割 5,500 円 ×3 人=16,500 円 ※未就学児分 2,750 円 ×1 人=2,750 円
- 【3】平等割 6,000,円

合計 71,230 円 ··· B

※100円未満は切り捨て

#### 介護納付金分

- 【1】所得割 209 万円 ×2.20%=45,980 円
- 【2】均等割 7,000 円 ×1 人=7,000 円
- 【3】平等割 5,500円

合計 58,480 円 ··· C

※100円未満は切り捨て

**年税額 A + B + C =397,600**円

# 納付書の発行・納税の相談のため、毎週本曜日は午後7時まで夜間窓口を開設中 [



**私達まで** 



指導員までご相談く と おります。お気軽に 後 7 時まで開設して 後 7 時まで開設して おります。お気軽に おります。お気軽に おります。お気軽に